

## （仮称）彦根総合運動公園第 1 種陸上競技場建築検討懇話会設置要綱

### （設置）

第 1 条 第 79 回国民体育大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会の開・閉会式場および陸上競技会場となる第 1 種陸上競技場を（仮称）彦根総合運動公園に整備するにあたり、学識経験者等から意見を求めるため、（仮称）彦根総合運動公園第 1 種陸上競技場建築検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第 2 条 懇話会は、次の事項について意見交換し、検討する。

- （1）景観および眺望に配慮した施設整備のあり方
- （2）施設の高さ、形状、デザインおよび色彩等のあり方
- （3）その他必要と認める事項

### （組織構成）

第 3 条 懇話会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）座長
  - （2）副座長
  - （3）委員
- 2 座長は、委員の互選により決定する。
  - 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。
  - 4 委員は、建築・景観等各分野の専門的知見を有する者から選任する。
  - 5 滋賀県総合政策部長（以下「部長」という。）が必要と認めるときは、委員の中に特別委員を置くことができる。

### （構成員の職務）

第 4 条 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、それぞれの専門的知見に基づき意見を述べる。

### （会議）

第 5 条 会議は、部長が招集し、座長が会議の議事を整理する。

- 2 部長が必要と認めるときは、会議の議事に関係のある者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### （事務局）

第 6 条 懇話会の事務を処理するため、滋賀県総合政策部国体準備室に事務局を置く。

### （その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

### 付則

この要綱は、平成 27 年 1 月 9 日から施行する。